

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって **JIS L 4105 : 1997** は改正され、この規格に置き換えられる。

浴用タオル

YOKUYO Towel

序文 この規格は、浴用タオルについて規定したもので、1958 年（昭和 33 年）に制定された。今回の改正では、引用規格の廃止及び改正に伴い、引用規格の規格名称、項目番号及び関係する規定内容を変更している。

1. 適用範囲 この規格は、純綿でループパイルの浴用タオル⁽¹⁾（以下、タオルという。）について規定する。

注⁽¹⁾ 浴用タオルとは、主に入浴時又は洗顔時に使用するタオルをいう。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS L 0801 染色堅ろう度試験方法通則

JIS L 0803 染色堅ろう度試験用添付白布

JIS L 0844 洗濯に対する染色堅ろう度試験方法

JIS L 0849 摩擦に対する染色堅ろう度試験方法

JIS L 1030-1 繊維製品の混用率試験方法―第 1 部：繊維鑑別

JIS L 1030-2 繊維製品の混用率試験方法―第 2 部：繊維混用率

JIS L 1096 一般織物試験方法

JIS L 1907 繊維製品の吸水性試験方法

JIS Z 8401 数値の丸め方

3. 種類 タオルの種類は、質量の区分によって、次の 3 種類とする。

- a) 1 号 675g/12 枚以上 750g/12 枚未満
- b) 2 号 750g/12 枚以上 900g/12 枚未満
- c) 3 号 900g/12 枚以上 1 125g/12 枚未満

4. 性能**4.1 染色堅ろう度**

4.1.1 洗濯堅ろう度 洗濯堅ろう度は、7.1.1 によって試験したとき、変退色 4 級以上、汚染 3 級以上とする。

4.1.2 摩擦堅ろう度 摩擦堅ろう度は、7.1.2 によって試験したとき、乾燥 4 級以上、湿潤 3 級以上とする。ただし、染料によって染色した濃色品⁽⁷⁾の場合は、乾燥 3 級以上、湿潤 2-3 級以上とし、顔料プリントによる濃色品の場合は、乾燥 3 級以上、湿潤 2 級以上とする。

注⁽⁷⁾ 濃色とは、JIS L 0801 の 9.(3) の汚染の判定に規定の方法によって、タオルと JIS L 0803 に規定の添付白布 3 号（綿添付白布）との色の開きを比較したとき、1 級以下のものをいう。

4.2 寸法変化 寸法変化は、7.2 によって試験したとき、たて -3% 以内、よこ -3% 以内とする。ただし、先ざらし（晒）品の場合は、たて $\frac{1}{2}$ % 以内、よこ $\frac{1}{4}$ % 以内とする。

4.3 吸水性 タオルの吸水性は、7.3 によって試験したとき、吸水速度が 5 秒以下とする。ただし、5 秒を超える試料にあっては、7.3 の前処理を 1 回施すことによって 5 秒以下となるものは、前処理後である旨を試験結果に付記するものとする。

5. 品質

5.1 寸法 タオルの寸法は、タオルを平らな台の上に置き、不自然なしわや張力を除き、幅及び長さを測り、JIS Z 8401 によって小数点以下 1 けたに丸め、幅 33.5cm 以上 35.5cm 未満、長さ 83cm 以上とする。

5.2 外観 外観は、目視によって次のとおりとする。

- a) 織りきず、汚れなどの製織上の欠点、染めむらなどの染色加工上の欠点及び縫い外れなどの縫製上の欠点がないこと。
- b) ヘム縫いは、返し縫いが施されていること。
- c) パイルの形状は、均一であること。
- d) パイル地と他の部分との境目が均整であること。

5.3 質量 質量は、7.4 によって試験したとき、呼び質量⁽⁸⁾に対し、±3% 以内の許容範囲とする。

注⁽⁸⁾ 呼び質量とは、タオル 12 枚の質量をいう。

5.4 密度 タオルの構成糸の密度は、7.5 によって試験したとき、1 号のものと 2 号のものにあっては、たて糸は 5cm 間に 100 本以上、よこ糸は 5cm 間に 65 本以上とし、3 号のものにあっては、たて糸は 5cm 間に 110 本以上、よこ糸は 5cm 間に 70 本以上とする。

5.5 パイル糸の長さ パイル糸の長さは、7.6 によって試験したとき、地たて糸の長さの 3 倍以上とする。

5.6 縫い ヘム縫いは本縫いとし、縫い目数が、7.7 によって試験したとき、5cm 間に 14 針以上であって、ほつれ止めのための返し縫いが施されていること。

6. 材料 タオルの材料には、純綿糸を用いる。ただし、装飾などを目的として使用する糸で、全体の質量の 5% 以下であれば、純綿糸以外の糸を使用してもよい。

7. 試験方法

7.1 染色堅ろう度

7.1.1 洗濯堅ろう度 JIS L 0844 の A-2 号による。

7.1.2 摩擦堅ろう度 JIS L 0849 の摩擦試験機 II 形による。

7.2 寸法変化 JIS L 1096 の 8.64（寸法変化）による。ただし、JIS L 1096 の 8.64.4（織物の寸法変化）の D 法（石けん液浸せき法）を用いる。また、試験片の大きさは、JIS L 1096 の図 59 による。

7.3 吸水性 JIS L 1907 の沈降法による。ただし、60 秒以上経過しても沈降しない場合は、沈降しないものとみなす。

なお、4.3 の前処理は、JIS L 0844 の 7.1A-1 号による。ただし、石けん及びステンレス鋼球は用いないものとする。

7.4 質量 タオル 12 枚の質量を測り JIS Z 8401 によって整数位まで求める。

7.5 密度 JIS L 1096 の 8.6 密度による。ただし、測定箇所は 3 か所、測定区間は 5cm とする。

7.6 パイル系の長さ タオルの長さの方向の任意の 3 か所において、10cm 間のパイル系及び地たて糸の長さを測り、それぞれの平均値を求め、JIS Z 8401 によって小数点以下 1 けたに丸める。

7.7 縫い ヘム縫い部分及び耳縫い部分それぞれ任意の 3 か所において、5cm 間の縫い目数を測り、それぞれの平均値を求め、JIS Z 8401 によって整数位まで求める。

7.8 材料 JIS L 1030-1 及び／又は JIS L 1030-2 による。

8. 検査 タオルの検査は、4., 5.及び 6.について行い、その結果が 4., 5.及び 6.の各項目に適合したものを合格とする。

なお、検査方法は、全数検査又は合理的な抜取検査方式を用いて行うこととする。

9. 表示 タオルには、適切な方法で次の事項を表示する。

a) 種類

b) 繊維の組成（家庭用品品質表示法による。）

c) 製造業者名又はその略号

平成 9 年 6 月改正時の原案作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	林 怡久雄	日本タオル卸商連合会
(委員)	所 村 利 男	通商産業省生活産業局
	五十嵐 重 雄	通商産業省生活産業局
	小 倉 悟	工業技術院標準部
	緒 方 憲 一	財団法人日本タオル検査協会
	田 中 進	財団法人日本タオル検査協会中四国検査所
	幅 順 一	日本タオル工業組合連合会
	奥 一 男	大阪タオル工業組合
	森 和 彦	日本タオル卸商連合会
(事務局)	高 橋 孝 一	通商産業省製品評価技術センター
	柴 崎 増 治	通商産業省製品評価技術センター
	大 森 享	通商産業省製品評価技術センター
	池 田 忠 夫	通商産業省製品評価技術センター近畿支所